

南大隅町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

計画策定の経緯	令和6年7月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改正、令和7年3月「鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画」改正
計画の位置づけ	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定による計画として、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処を行うため、予め新興感染症の発生・まん延時の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るために定める。
対象となる感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
主な改正内容	・時期を「準備期」「初動期」「対応機」に分け、準備期の取り組みを充実させる。 ・「予防・まん延防止及び予防接種」から「まん延防止」「ワクチン」を分け、「保健」「物資」を追加 ・「人口の25%が罹患し、流行が8週間続く」想定から、中長期対策へ（感染拡大防止と社会経済活動のバランスを柔軟に取る）
目的及び基本的戦略	1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。 ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。 ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。 2 住民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。 ・住民生活及び地域経済の安定を確保する。 ・地域での感染症対策等により、欠勤者等の数を減らす。 ・業務継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

南大隅町新型インフルエンザ等対策行動計画 III 詳細

対策項目	準備期	初動期	対応期
実施体制	・行動計画の内容を踏まえ、発生に備えた実践的な訓練・研修の実施 ・必要に応じた行動計画の見直し ・業務継続計画の改定等 ・国や県・関係機関との連携強化	・町対策本部の設置 ・人員体制の強化 ・予算の確保	・必要に応じ、県へ事務代行を要請、他市町村又は県へ応援を求める ・財源の確保 ・緊急事態措置の検討 ・政府・県対策本部の廃止に伴う町対策本部の廃止
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・住民の感染症危機に対する理解を深めるための情報提供及び共有 ・県・市町村間における感染状況等の情報提供及び共有 ・コールセンター等の設置準備	・リスクコミュニケーション体制強化 ・県・市町村間における感染状況等の情報提供及び共有、県健康観察支援、生活支援 ・コールセンターの設置	・リスクコミュニケーション体制強化 ・県・市町村間における感染状況等の情報提供及び共有、県健康観察支援、生活支援 ・コールセンターの継続
まん延防止	・基本的感染対策の周知や、まん延防止対応の理解促進	・国及び県の要請により、業務継続計画に基づく対応準備	・国及び県の要請により、業務継続計画に基づく自粛要請等の周知
ワクチン	・ワクチンの接種に必要な資材の把握 ・関係機関と連携し、接種に必要な人員・会場を含めた接種体制の構築の準備（配送事業者の把握、医療機関ごとのワクチン分配量試算、関係機関や他部署との連携、特定接種・住民接種シミュレーション） ・住民への予防接種等の普及啓発 ・ＤＸの推進	・ワクチンの接種に必要な資材の確保 ・関係機関と連携し、接種に必要な人員・会場を含めた接種体制の構築	・ワクチン等の流通体制の構築 ・初動期に構築した接種体制に基づく接種の維持・接種困難者への接種体制拡充 ・接種記録管理 ・健康被害救済 ・予防接種の実施等に関する情報提供

対策項目	準備期	初動期	対応期
保健	・ 人員の確保 ・ 関係機関との連携 ・ 情報共有やリスクコミュニケーション、要配慮者の把握	・ 応援要請に対応する人員の調整	・ 県の健康観察や生活支援の物品支給への協力
物資	・ 必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に確認する	・ 物資等の備蓄状況を確認し、住民接種用物資の連絡調整を行う。	・ 感染症対策物資等を継続的に調達
住民の生活及び地域経済の安定の確保	・ 関係機関や他部局との情報共有体制の整備 ・ 支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付について適切な仕組みを整備する ・ 必要な食料品や生活必需品等の物資及び資材の備蓄 ・ 要配慮者等への生活支援等、県と連携し具体的手続きを予め決める ・ 火葬体制の把握調整及び戸籍事務担当課との調整	・ 遺体の火葬・安置施設の確保	・ 心身への影響に関する施策、要配慮者等への支援、教育の継続に関する支援、生活関連物資等の価格安定に関する施策等の実施、 ・ 円滑に火葬が行われるよう努める ・ まん延防止措置による影響の緩和及び住民の生活・地域経済の安定を図るため、事業者に対し公平に効果的に支援する ・ 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる